

主要な政策に係る評価書(令和元年度実施政策)

(総務省R2-②)

政策 ^(※1) 名	政策2:行政評価等による行政制度・運営の改善				分野	行政改革・行政運営
政策の概要	政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	【最終アウトカム】:国民に信頼される質の高い行政の実現がされること 【中間アウトカム】:以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方策が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況	当初予算(a)	980	1,017	1,086	1,017
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	980	1,017	1,086	
執行額	868	896	970			

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2019	令和元年6月21日	第3章2(1)③ EBPMをはじめとする行政改革の推進 第4章2 令和2年度予算編成等について
	規制改革実施計画	令和元年6月21日	I 6 規制所管府省の主体的な規制改革への取組

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)		
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)						
			平成29年度	平成30年度	令和元年度				
	① 全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率 ^(※) <アウトカム指標> ※①該当年度に2回目のフォローアップを実施した調査について、調査ごとに2回目のフォローアップ時点での改善措置件数/勧告等における指摘事項数を算出、②年度ごとに①の結果の平均値を算出、③過去3年間の平均値を「改善措置率」として算出	91.6% (過去3年間の改善措置率(平成26年度90.5%、27年度91.9%、28年度92.4%)の平均値) 【平成28年度】	91.6%以上	94.4% (平成27年度91.9%、28年度92.4%、29年度98.8%の平均値)	94.4%以上	96.1% (平成28年度92.4%、29年度98.8%、30年度95.5%の平均値)	96.1% (平成29年度98.8%、30年度95.5%、令和元年度93.9%の平均値)	過去3年間の改善措置率の平均値以上かつ基準値以上 【令和元年度】	イ

<p>各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を把握・分析し、その結果に基づき改善方針を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査を実施</p>	<p>業務改革による行政評価局調査の効果的な実施</p> <p>①従来型の全国計画調査の実施期間 ②コンパクト調査の実施期間 ③機動的な調査(臨時調査)の実施件数及び実施期間 ④その他業務改革の実施状況</p> <p><アウトプット指標></p>	<p>従来型の全国計画調査は、全国50局所に分散配置した調査要員を、調査ごとに固定した規模で動員し、おおむね1年を目途に結果を取りまとめ【平成28年度】</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成29年度において、報告、公表等を行った従来型の全国計画調査10本のうち、「公文書管理に関する行政評価・監視」については10か月で取りまとめ公表した一方、「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」については公表までに1年8か月を要しているが、これは、本省において補足(追加)的に調査する必要があったことによるもの、「土砂災害対策に関する行政評価・監視」については公表までに1年6か月を要しているが、これは関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによるものである。なお、上記10本の調査について、取りまとめに要した期間の平均値は1年4か月となっている。</p> <p>②平成29年度においては、コンパクト調査として「高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査」を4か月、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査」を6か月で取りまとめ、公表した。</p> <p>③当該年度においては、機動的な調査(臨時調査)を実施しなかった。</p> <p>④行政評価局の地方組織再編により、調査ユニットの柔軟な編成が可能となったことにより、調査テーマ間の業務分担の見直しを行い、業務量の多い調査テーマの調査担当職員の人数を増やすなど、調査体制の充実を図った。また、WEB会議システムの活用により、これまで、調査従事者の一部しか参加できなかった調査計画の伝達会議を全調査従事者が視聴することが可能となったほか、タブレット端末の活用により調査先でのインターネットを通じた関連情報の収集や、調査対象機関からの資料提供を効率的に行うことが可能となった。以上のほか、共有フォルダを活用した局所における実地調査結果の速やかな共有を行っており、これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成30年度に公表した従来型の全国計画調査8本のうち、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」については約1年で取りまとめた。他方、「クールジャパンの推進に関する政策評価」及び「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」については、公表まで2年以上を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。上記8本の公表までの期間の平均は、2年以上の期間を要した調査の影響もあって、約1年7か月であった。</p> <p>②平成30年度に公表した「鳥獣被害対策に関する実態調査-ICTを活用した対策の条件整備を中心として-」については、約9か月で取りまとめた。</p> <p>③平成30年度においては、「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」を平成31年2月から3月の約1か月で取りまとめ、公表した。これは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の不適切事案について、施策や事業を担当する府省とは異なる立場から行政評価・監視を行っている当局が実施することとされたものである。</p> <p>④調査の設計から取りまとめに至る各段階で局幹部と担当室との意思疎通の機会を一層回り、手戻りを少なくするとともに、平成29年度に引き続き、各調査テーマの業務量に応じた機動的な人員配置を行うほか、WEB会議システム等を活用した効率的な情報共有に取り組んだ。また、取りまとめの途上においても、アンケート調査結果や中間的な公表を行い、関係府省との問題認識の共有、関係者への情報提供を行った。これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①令和元年度に公表した従来型の全国計画調査5本のうち、最も長期間の調査となった「地籍整備の推進に関する政策評価」は、公表まで約2年を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。上記5本の公表までの期間の平均は約1年7か月となり、平成30年度と同様であった。</p> <p>②日々行っている情報収集により、災害派遣等に使用される自衛隊車両及び救急業務を行う救急車が高速道路において緊急対応に支障を生じかねない状況が見られるとの情報に接したことで、令和元年9月から、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を実施し、年度末に当局としての見解を取りまとめた。また、政策評価審議会における議論を踏まえ、令和2年1月から3月の約3か月で「都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況に関する調査」を行い、取りまとめた。本調査の結果を踏まえ、令和2年度に都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・継承に関する行政評価・監視を実施する予定。</p> <p>③上記②のとおり(上記②の調査は、機動的な調査(臨時調査)でもあり)。このほか、建設残土の投棄により、崩落等の住民の生活安全を脅かす問題が発生している状況が見られ、また、政策評価審議会においてもこの問題について指摘があったことから、第3期に「土壌汚染対策に関する行政評価・監視」を予定していたが、令和2年1月、機動的に「建設残土対策に関する実態調査」を行うこととした。</p> <p>④これまで、調査の進捗を「方向性」、「中間報告」等に区切り、それぞれの区切りのタイミングで局幹部へ報告・相談していたものを、局幹部とより柔軟に意思疎通するため、進捗状況の区切りを廃止し、局幹部へ随時、状況を報告・相談することとした。そ</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめる。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめる。 ③必要な場合は、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。 【令和元年度】</p>
---	-------------------	---	--	--	--	---	--

				<p>ii) 規制評価については、H29.7に「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正を行い、同年10.1から施行している。改善状況を把握した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られるなど、課題が残る状況である。</p> <p>iii) 公共事業評価については、「完了後の事後評価」を題材として、各省の参考に資するための情報を提供することを主眼として改善方を中間的に整理したものであり、引き続き関係省にその内容の周知を図るとともに、最終的な取りまとめに向けた情報収集を実施した。</p>	<p>ii) 規制評価については、改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」施行後のH29.10からH30.3までに各府省において作成された評価書のうち、法律又は政令により新設・改廃される112件の規制を対象に点検した結果、遵守費用の定量化が不十分な例(定性的な記載にとどまるものが事前評価40件・事後評価11件の計51件)が見られたほか、事前評価が意思決定過程でどのように活用されたか記載されていないなどの状況が見られたことから、改善すべき点を各行政機関へ指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例(費用及び効果が全て金銭価値化され、効果が費用を正当化できているものなど)の横展開を行った。</p> <p>iii) 公共事業評価については、総務省が提示した改善方策(29年度)を踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と事業主体である地方公共団体等との間で、評価業務に関する情報共有が十分でないなどの状況も見られた。</p>	<p>ii) 規制評価については、H30.4からH31.3までに各府省において作成された評価書のうち、法律又は政令により新設・改廃される120件の規制を対象に、改善方を踏まえて改正した「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の主要ポイント(遵守費用の定量化等)の実施状況を中心に点検を実施した。その結果、遵守費用の定量化が不十分な例(定性的な記載にとどまるものが事前評価60件・事後評価3件の計63件)が引き続き見られたことから、改善すべき点を各行政機関に指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例(費用及び効果が全て金銭価値化され、効果が費用を正当化できているものなど)の横展開を行った。また、各府省から規制評価の実施に係るヒアリングを実施し、運用における課題検討の参考となる情報を得た。</p> <p>iii) 公共事業評価については、平成29年度の改善方策も踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないなどの状況が引き続き見られた。</p>	
			<p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終取りまとめ(H29.5.18)」を踏まえた検証に関して、H30.2.2の制度部会において、ロジックモデルの活用方向性など、同部会の目標管理型評価ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、同年3.2の政策評価審議会において、「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等」を了承し、各府省へ提示した。今後、ロジックモデルの活用の在り方等について、「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」(以下「実証的共同研究」)等において引き続き検討する。</p>	<p>②政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、30年度における実証的共同研究に関して、H31.2.19の第18回制度部会(持ち回り開催)及び同年3.4の第14回政策評価審議会(第19回制度部会との合同)にて進捗状況を報告するとともに、4つのテーマからなる当該実証的共同研究に取り組んだ結果に対する気付き等を取りまとめた「報告書総論」を同年4.26に公表した(当該公表の旨もR1.5.17の第15回政策評価審議会(第20回制度部会との合同)にて報告)。引き続き、当該実証的共同研究を実施し、ロジックモデルの活用の在り方等について検討する。</p>	<p>②政策評価制度部会等において政策評価の改善及び今後の方向性について検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、過去2年間実施した実証的共同研究の総括として、以下のとおり、成果、課題の把握、今後の方向性についての検討を行った。</p> <p>・実証的共同研究に関わった全8府省にヒアリングを実施。「EBPMを推進していくための知見を得ることができた」「事業の現状が把握できた」「新たな行政手法を打ち出すことができた」といった、EBPMの実践や政策改善に関する肯定的意見が示され、着実に実証的共同研究の成果が出ていると評価できる。</p>		

				<p>ii) 規制評価については、H30.2.2の制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘の在り方や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、H30.2.2の制度部会において、政策評価における事業の直接・波及効果の取扱いなど、同部会の公共事業評価ワーキンググループ(以下「公共事業評価WG」)における検討内容を踏まえた審議・検討を行い、同年3.2の政策評価審議会において、「公共事業に係る政策評価の改善方策」を了承し、各府省へ提示した。今後、点検活動や委員視察等を通じて、共通課題やその改善方策について検討する。</p>	<p>ii) 規制評価については、H30.2.2の制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後、点検結果の各府省への指摘や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、公共事業評価WGで審議・検討しつつ点検を実施するとともに、公共事業評価の改善の参考とするため、公共事業評価WG委員による地方公共団体の視察を実施。視察結果は、H31.2.19の制度部会及び同年.3.4の政策評価審議会に報告。今後、点検活動、国の地方支分部局や地方公共団体からの情報収集、委員視察等を通じて、共通課題やその改善方策について検討する。</p>	<p>・ 制度部会委員や行政評価局アドバイザー、その他有識者の知見を活用し、これまでの実証的共同研究の成果を整理し、課題及び今後の取組の方向性について検討を行った。その結果については、「実証的共同研究の成果と今後の取組について」として取りまとめ、これを踏まえた改善を図りつつ、引き続き研究に取り組む。なお、「実証的共同研究の成果と今後の取組について」は、R2.5.8に公表するとともに、各府省へ提示した。</p> <p>ii) 規制評価については、第21回制度部会(R1.7.10)において、上記①の点検結果を踏まえた各行政機関への主な指摘事項や今後の方向性などに関し、同部会の規制評価ワーキンググループ(以下「規制評価WG」)での検討結果、諸外国における取組状況を踏まえて審議した。また、平成29年の「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の改正以降、各行政機関において十分に同ガイドラインが遵守されていない等の現状を踏まえ、規制に係る政策評価の改善に向けた今後の方向性について、R2.3の規制評価WG、第23回制度部会において議論を行い、今春以降、遵守費用の定量化やEBPM的思考の現状把握、課題の整理、諸外国制度研究の実施等について検討し、令和4年度に総括することとした。</p> <p>iii) 公共事業評価については、平成29年度の改善方策を踏まえつつ、公共事業評価WGの知見を活用しながら点検を実施した。点検の結果、関係省に対して指摘した事項については、評価書の修正や評価マニュアルの改定など必要な対応が講じられていることを確認しており、一定の改善が図られている。引き続き、点検活動、公共事業所管省や地方公共団体等からの情報収集を通じて、共通課題やその改善方策について検討する。</p>
--	--	--	--	---	---	---

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 ＜アウトカム指標＞	164,145件 【平成28年度】	17万件以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上 【令和元年度】	□
	受け付けた苦情等について、必要あっせん等を実施すること	⑤	苦情あっせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.2% 【平成28年度】	95.0%以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	□
					156,178件	169,100件	163,689件		
					97.2% (あっせんを実施した件数:573件、 うち解決が図られた件数:557件)	95.2% (あっせんを実施した件数:561件、 うち解決が図られた件数:534件)	94.7% (あっせんを実施した件数:514件、 うち解決が図られた件数:487件)		

目標達成度の測定結果	(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり						
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、実績値が目標値を上回った。また、測定指標②については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、行政評価局調査の効果的な実施のため、コンパクト調査、機動的な調査及び業務改革を実施した。以上から、目標達成に向けて着実な進展が見られた。 ・測定指標③については、総務省において改善方策等を踏まえた点検活動等を実施しており、その結果、各行政機関において一部改善が見られた。また、制度部会等において、現状の分析や課題の把握等に努め、改善の方向性について議論を行い、令和元年度には一定の方向性を示した。このように、総務省においては、課題の把握及びこれを踏まえた対応を行ってきたところであるが、依然として各ガイドラインに沿った評価が行われていない等の課題が見られ、施策目的である「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進」を達成しているとは言えないことから、引き続き取り組む必要がある。 ・測定指標4については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標に近い実績を示している。 ・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成しており、令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標に近い実績を示している。 							
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>【行政評価局調査】 ＜施策目標＞各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること 当該施策目標については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかったものの、その他改善措置率に係る指標等については目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、全ての年度において目標を達成することができた。 ・測定指標②のうち、「②コンパクト調査の実施期間」、「③機動的な調査(臨時調査)の実施件数及び実施期間」については、コンパクト調査及び機動的な調査を必要に応じて実施した。また、「④その他業務改革の実施状況」については、従来の形式(勧告、通知等)にこだわらない結果処理や調査結果とりまとめ時期の柔軟化・弾力化などの調査手法の見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえ、「緊急自動車等におけるETC活用等に係る実態調査」を行い、行政評価局レポートとして取りまとめた。一方で、「①従来型の全国計画調査の実施期間」については、各年度の公表までの期間の平均がおおむね1年とはならなかった。これは、勧告内容等の質を高めるため、関係データ・事例の整理・確認等を精査したことに伴うものである。今後はより適正な調査の進行管理に努めていきたい。 <p>【政策評価の推進】 ＜施策目標＞政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型政策評価については、平成30年度から実証的共同研究を実施し、2年間で7テーマを扱った。当該研究により、個別の政策の改善を図ることが可能となるとともに、政策効果等の把握、ロジックモデルの活用等、政策改善・評価を行う上での気付きを得るなど、政策評価の質の向上に資する成果をあげることができた。 ・他方、実証的共同研究の効果を最大限に高めるためには、より多くの知見の蓄積や、本研究に関与した行政機関以外の者に対しても研究成果を還元していく取組の必要性など課題も明らかになっており、これらを改善し、より有効性を高める研究を実施していく必要がある。 ・規制評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方策を踏まえた点検活動を行うとともに、優良事例の横展開、諸外国の事例紹介等を行い、政策評価の質の向上を促す取組を行ってきた。しかし、遵守費用の定量化が不十分な例が多く見られる(遵守費用の定量化率は2割以下)など、改善が見られない。このため、課題を的確に把握し、その改善方策を検討するため、令和元年度から検討を開始した。 ・公共事業評価については、評価期間を通じて、平成29年度に示された改善方策を踏まえた点検活動を行うとともに、地方公共団体の取組を把握し、議論の参考にするなど、政策評価の質の向上を促してきた。各府省の政策評価の取組は、公共事業所管省と補助事業主体である地方公共団体等との間で、評価に関する情報共有や連携が十分でないものなど、依然として改善を要する評価書が見られるが、点検活動における総務省の指摘を踏まえ、各府省においてマニュアルの改善が図られる等、着実に政策評価の質の向上に向けた取組が行われている。 <p>【行政相談】 ＜施策目標＞行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p> <p>当該施策目標については、各測定指標(4及び⑤)が、目標を達成していないものの目標に近い実績を示していることから、相当程度進展があったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、平成29年度は156,178件、30年度は169,100件と大幅に増加したが、令和元年度は163,689件にとどまった。いずれの年度も目標は達成していないものの、おおむね目標に近い実績を示している。 ・測定指標⑤については、平成29年度が97.2%、30年度が95.2%と当初2年間は目標を達成した。令和元年度は94.7%と目標は達成できなかったものの、おおむね目標に近い実績を示している。 <p>測定指標4について、目標を達成できなかった要因としては、①災害時も含め、総務省以外の他機関における各種相談窓口の多様化・細分化が進化したことによる相談先の分散化、②情報化社会の進展による照会案件のネットなどを活用した解決など、総務省の「行政相談」をめぐる外部環境が構造的に変化していることが考えられる。また、測定指標⑤について、令和元年度に目標を達成できなかった要因としては、あっせんの対象となった案件中、各府省において対応に時間を要する案件の件数が他の年度に比して、相対的に多かったことが考えられる。</p>								
評価結果									

次期目標等への反映の方向性	<p>【行政評価局調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行った勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、全国規模の調査に基づく勧告等について、引き続き、フォローアップ時点での改善措置率を指標とする。 なお、従前、勧告等の半年後に1回目、1年半後に2回目のフォローアップを行っていたところであるが、令和2年度から、調査結果の公表時に、内容に応じて、原則1年から2年後までの間で特定した時点でフォローアップを行うこととしている。 ・従前、行政評価局調査の実施状況を図る指標として「業務改革による行政評価局調査の効果的な実施」を設定していたところであるが、「総務省政策評価に関する有識者会議」の有識者の御意見を踏まえ、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる「テーマの内容や調査実施上の必要に応じて、弾力的な方法（コンパクト調査又は機動的な調査）により、調査を適切に実施し、また適切な方法・タイミングで公表できたか」を指標として設定。 <p>【政策評価の推進】</p> <p>設定した施策の達成目標「政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること」は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の目的であり、政策評価制度を所管する本省として、引き続き、当該目標が達成されるよう、適切な施策手段を検討・実施し、必要に応じて改善していかねばならない。</p> <p>測定指標③について、上記目標を達成するためには、各行政機関の特性を踏まえつつ適切に課題を認識し、これを踏まえた効果的な施策手段を講じ、状況に応じて改善していく必要があることから、引き続き、課題の把握と対応状況を測定指標として設定する。</p> <p>なお、令和2年3月下旬以降、急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に対する各行政機関の対応を踏まえつつ、政策評価制度を所管する総務省として、評価書の提出期限の後ろ倒し等、必要な措置を講じていく必要がある。</p> <p>※令和2年5月19日、各府省政策評価担当官に対して、目標管理型の政策評価及び租税特別措置等に係る政策評価の評価書の提出期限の後ろ倒しを通知</p> <p>【行政相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4については、行政相談委員との協働を充実させる等して行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることが、制度の機能を発揮させる上で不可欠であることから、これらの活動の成果を測定するものとして、引き続き、「行政相談の総受付件数」を測定指標として設定し、過去の実績と次期中期目標期間の推計値（ピーク時以降のトレンド（平成4年度：233,334件⇒令和元年度：163,689件）で試算すると、次の3年間（令和2～4年度）の総受付件数は、162,192～167,207と推計される。）を踏まえ、目標値を「16.5万件以上を維持すること」としたい。 ・測定指標5については、受け付けた苦情等について、必要なあっせん等を行い、その解決を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善に反映させることが行政相談制度の目的であることから、引き続き「苦情あっせん解決率」を測定指標として設定し、過去の実績が既に高い水準を達成していることを踏まえ、目標値を「95%以上を維持すること」としたい。 			
	<p>（令和3年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅲ 予算の継続・現状維持</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>令和3年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td>実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。</td> </tr> <tr> <td>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td>-</td> </tr> </table>	令和3年度予算概算要求への主な反映内容	実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容
令和3年度予算概算要求への主な反映内容	実証的共同研究について、上記政策評価のとおり、取組を改善しつつ、引き続き取り組むことが効果的であると考えられるため、令和3年度についても所要の予算要求を行う。それに合わせ、政策評価の実施等を見直し、要求額を合理化する。			
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-			

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省政策評価に関する有識者会議の有識者から、評価の記述等について御意見をいただき、指標①に算出式を追記、指標②の実績欄を修正、次期目標等への反映の方向性欄において新型コロナウイルス感染症に係る記載を追記するなど評価書に反映させるとともに、次期事前分析表では、より施策目標の達成度を測るために有効と考えられる測定指標に修正した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の行政評価局調査の結果（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html） ・政策評価ポータルサイト（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html） ・政策評価審議会の取りまとめ結果（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html） ・各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html） ・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html）
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 砂山 裕	政策評価実施時期	令和2年9月
---------	-----------------	--------	-------------------	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績（値）又は施策の進捗状況（実績）」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績（値）の年度を示している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「ニ」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 施策目標「各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること」の指標②の平成29年度実績欄の③について、コンパクト調査及び機動的な調査を実施するかどうかはその時の社会情勢や局内の調査リソースを総合的に判断して行うものであり、必ずしも実施しなければならないものではないため、記載を修正した。